

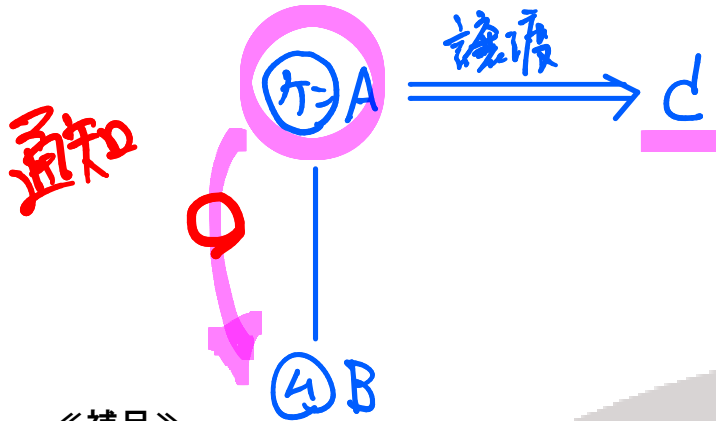
債権の譲渡の対抗要件

【問】 正誤をつけよ。

AがBに対する貸金債権をCに譲渡した場合、Cは、その旨をBに確定日付のある証書で通知しなければ、第三者に対抗することができない。

《ポイント》 債権の譲渡の対抗要件

債権の譲渡は、**譲渡人が債務者に通知**をし、又は**債務者が承諾**をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。



【答え】 誤り

《補足》

通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、**債務者以外の第三者**に対抗することができない。

